

みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

INDEX

- ◆「簡単に儲かる」という副業や投資の儲け話に注意！
- ◆消費者の権利と責任
- ◆「平成30年度金融・経済講演会」開催！
- ◆年末年始の消費生活センター相談受付体制について



「簡単に儲かる」という副業や投資の儲け話に注意！

「1日数分の作業で月に数百万円を稼ぐ」「〇万円が〇億円になる投資法」といったお金儲けのノウハウと称して、インターネット等で取引される情報である情報商材に関連する相談が増加しています。



相談事例

「1日10万円稼げる副業」というネット広告を見つけた。「ホームページを作りアクセス数を増やすことで誰でも簡単に稼げる」と書いてあった。1万円で購入した情報商材の後、事業者から電話があり、アクセス数を増加させる90万円のツールを勧められ、借金をして購入した。しかし、ツールのとおり作業をしても儲からないので、事業者に返金を求めたが断られた。

★アドバイス★

- 「簡単に儲かる」などの甘い言葉をうのみにしないでください。簡単に大金を得られることは通常あり得ません。家族や友人に相談するなど、いったん冷静になって考えましょう。
- 情報商材は購入するまでは内容を確認することができないため、購入してみたら広告や説明と違ったというトラブルが絶えません。少しでも怪しいと思ったら、安易に事業者へ連絡しないでください。
- 「お金がない」という断り方をすると、「すぐに元が取れるから大丈夫」などと言われ、クレジットカードでの高額決済や借金を勧められるケースがあります。断るときは「契約はしない」とはっきり伝えましょう。
- 不安に思ったり、トラブルになったときは、お住まいの地域の消費生活相談窓口にご相談してください。



消費者の権利と責任

消費者と事業者との間には商品の内容などについて、情報の量や質に大きな差があります。そのため、消費者が安心安全に暮らすために事業者などに情報などを求めることは当然の権利です。しかし、一方で、消費者にもトラブルにならないように情報をよく確認するなどの責任があります。

国際消費者機構では、消費者の8つの権利と5つの責任を提唱しています。また、「消費者基本法」の中でも、消費者の権利について定められています。

この権利と責任の考え方を理解して実践し、かしくく責任のある消費者になりましょう。

消費者の権利

①生活の基本的ニーズが保障される権利 衣食住などの生活に必要なものが揃っている。

②安全である権利

生命や健康に関わる危険な商品によって、消費者が被害を受けない。

③知らされる権利

商品の品質や内容などの情報をしっかり知ることができる。

④選択する権利

自分の意思で、自由に商品やサービスを選べる。

⑤意見が反映される権利

企業や行政などに意見を言ったとき、意見が反映されて対応策がとられる。

⑥補償を受ける権利

被害を受けて企業や行政に相談したとき、被害回復の対応策がとられる。

⑦消費者教育を受ける権利

被害や事故にあわないように、事前に学校や家庭で学ぶ機会がある。

⑧健康な環境で働き生活する権利 健全な生活環境の中で働き、生活ができる。

消費者の責任



消費者として
責任を
持とう！

①批判的意識を持つ責任

広告などの情報をうのみにせず、商品の価格や品質に疑問や関心を持ちましょう。

②自己主張し行動する責任

買った商品に問題があったら、企業や消費生活センターなどに相談しましょう。

③社会的関心への責任

自分たちの消費行動が、社会に与える影響を自覚して買い物しましょう。

④環境に与える影響を自覚する責任

商品を選ぶときは、原料や使い終わった後のことも考えましょう。

⑤消費者として団結し連帯する責任

ひとりでは弱い力も、集まれば大きな力になります。社会全体で協力して問題を解決しましょう。



■講演「世界 100 カ国の お金をめぐる面白体験談」

●講師 数学者・大道芸人
ピーター・フランクル 氏

プロフィール

1953年ハンガリー生まれ。1971年国際数学オリンピック金メダル受章。1977年博士号取得。1979年にフランスに亡命し、1988年から日本在住。ハンガリー学士院メンバー。算数オリンピック専務理事。日本ジャグリング協会名誉理事。語学に長け、12カ国語を操り、その才能を活かして100カ国以上を訪問。現在は、人生を楽しくするコツ等をより多くの日本人に伝えたいと、講演活動に力を入れている。今までに書いた数学の論文は300篇以上に及ぶ。

著書 ピーター流生き方のすすめ（岩波ジュニア新書）

超数脳トレーニング（WAVE出版）など

テレビ出演 世界一受けたい授業（日本テレビ）など多数

■セミナー「人生 100 年時代のライフプラン」

●講師 CFP® NPO 法人日本FP協会宮城支部会員 佐藤 龍子 氏

■日時 平成31年1月26日（土） 13:30～16:10（開場13:00）

■会場 仙台国際センター「萩」（仙台市青葉区青葉山無番地）

■定員 250名（申込先着順）

■締切 平成31年1月24日（木）必着

※電話またはFAXでお申込みください。

■お申込み・お問い合わせ先

宮城県金融広報委員会

〒980-8570

仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県環境生活部消費生活・文化課内

TEL 022-211-2523

FAX 022-211-2592



年末年始の消費生活センター相談受付体制について

年末年始の消費生活センターの相談受付日は下表のとおりです。

| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|-------|----|-----|----|----|----|----|
| 12/23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 |
| 30 | 31 | 1/1 | 2 | 3 | 4 | 5 |

★ 相談時間 ★

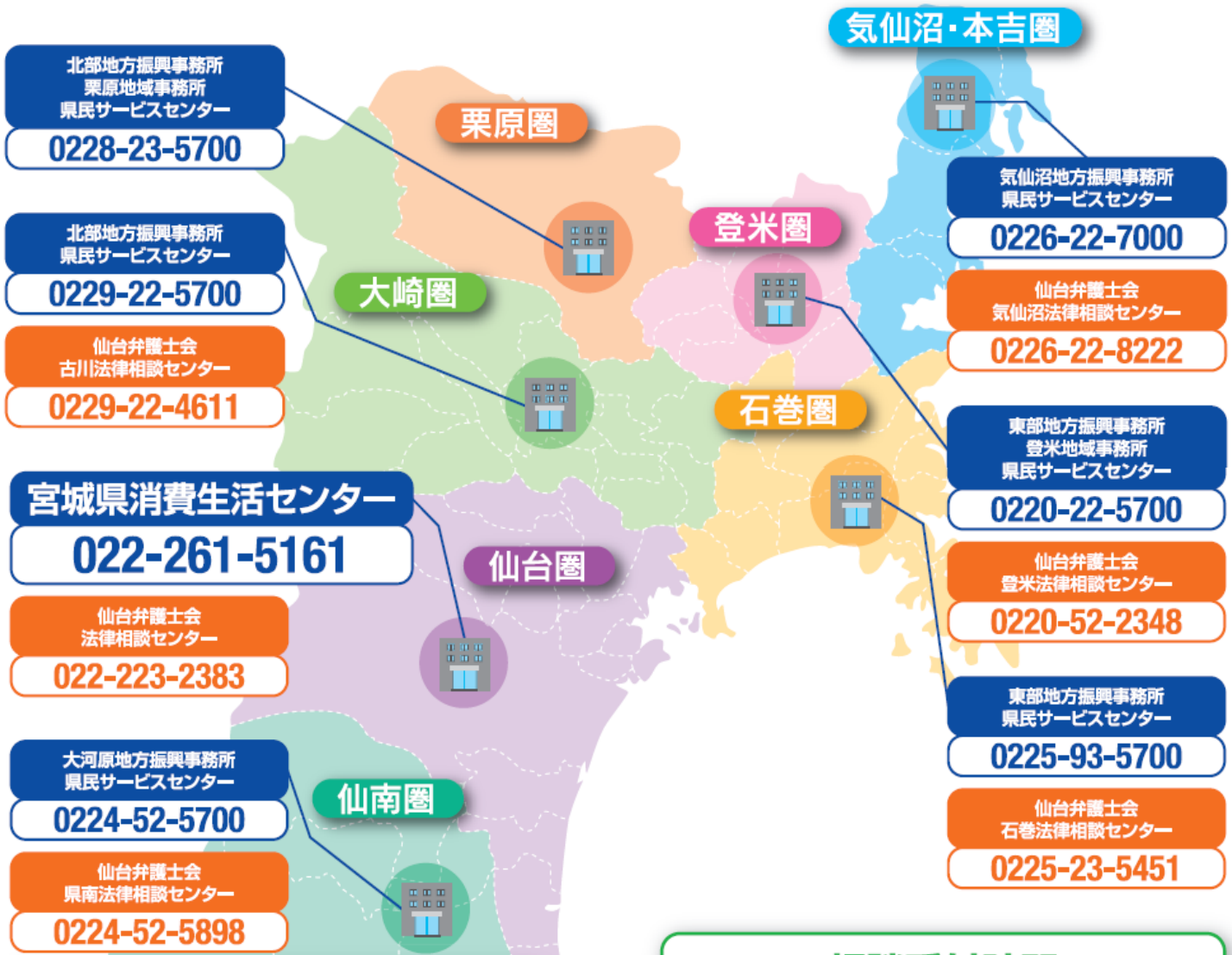
- 印なし：9時～17時
- 印：9時～16時
- × 印：休み



困ったとき、わからないときは…

消費生活センター 県民サービスセンター

相談 しよう!



相談受付時間

宮城県消費生活センター

平日:9:00~17:00 土日:9:00~16:00
※祝日・年末年始はお休みです。

各地方振興事務所県民サービスセンター

平日:9:00~16:00
※土日祝日年末年始はお休みです。

消費者ホットライン

188(嫌や!)

お住まいの地域でその日相談できる窓口につながります。
その他、市町村でも消費生活相談窓口を設置しています。

警察相談専用電話

#9110

宮城県消費生活センターのホームページから、
本情報誌のバックナンバーをご覧ください。

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syoubun/miyaginojoho.html>



本情報誌についてのお問合せは、宮城県消費生活・文化課相談啓発班まで（電話 022-211-2524）